



10月14日(金)に前期終業式を行い、翌週より後期課程に入りました。学習活動や行事は、“勉学の秋、スポーツの秋、読書の秋”にふさわしく、いろんな体験により成長できる、まさに『実りの秋』となっています。

今月号と来月号では、各学年の校外学習や行事の様子をご紹介します。

思い出がいっぱい! 3年ぶりの県外へ! 鎌倉・箱根の旅



＜鎌倉・箱根方面＞

★6年生テーマ★～修学旅行を通して人との関わり方を学ぼう～

- ★1日目 10月20日(木) 高德院大仏、鶴岡八幡宮、宝戒寺座禅体験、箱根関所
- ★2日目 10月21日(金) 八景島シーパラダイス(バックヤードツアー&班別行動)



小学校生活の一大行事の修学旅行が、コロナ禍で心配されましたが、無事実施することができました。二日間とも天候に恵まれ、予定どおりの活動ができました。旅行先での全体行動や班別行動では、班員同士、男女仲良く行動でき、鎌倉の宝戒寺での座禅体験や八景島シーパラダイスのバックヤードツアーでのあいさつや話を聞く態度などは、礼節とマナーが身に付いてきており、さすが最上級生だなと感じました。心に残った思い出は一人一人違いますが、クラスの仲間と過ごした2日間の貴重な時間は、全員にとって大切な宝となった修学旅行でした。

◇5年生 稲刈り収穫体験&小見川少年自然の家・宿泊体験学習◇

5月の田植え体験から約4か月経過し、稲穂が実り、収穫の時期を迎え、9月14日に稲刈り体験をしました。ここまで田を提供及び田の世話をしてくださった地域ボランティアの皆さん、ありがとうございました。



9月26日～27日の2日間、県立小見川少年自然の家で宿泊体験学習をしてきました。カヌー体験やキャンドルファイヤー、グラウンドゴルフなどで楽しく過ごし、友達と協力することでクラスの絆を深めました。



◇2年生まち探検◇

生活科の学習で、「まちのすてきをたくさん見つけるぞ！」を合言葉に、市役所・道の駅季楽里あさひ・三川郵便局・東総文化会館などを見学し、インタビューをしました。2年生が発見した「すてき」は、11月11日(金)のふれあい学習発表会で披露します。



<千葉県小中高席書大会受賞者>

★千葉日報社賞	さん(4年)
★特選	さん(1年)
★特選	さん(6年)

<読書感想文 ★佳作 受賞者>

さん(1年)、	さん(2年)
さん(3年)、	さん(4年)
さん(5年)、	さん(6年)

<校内読書賞受賞者(10月)>

◎10月末時点 読書賞受賞者総数 72名



(3年) 1名
(5年) 3名
(6年) 2名

★お知らせ★ 三川小学校 祝 創立140周年記念

本校は、来年の1月21日(土)に創立140周年を迎えます。これを記念して、9月29日(木)に全校児童で、記念写真と航空写真撮影を行いました。校章の図面に沿って全校児童が色パネルを掲げ、それを上空からドローンの機体により撮影しました。これらの写真が載った記念品を現在制作中ですので、できあがりしましたら全校児童に配付いたします。どうぞ、お楽しみに。

祝 140周年



三川小2022

🚗 秋の交通安全運動 🚗 あらためて、三川小通学路の危険度を再認識しよう！

秋の全国交通安全運動が展開されています。10月に千葉県警では、三川小入り口前、手押し式信号付きの横断歩道地点で警察官を動員し、「通学路における一斉取締りを実施しました。旭警察署員の方が、ぜひ児童と保護者の皆さんに伝えてほしいこととして、「三川小周辺の通学路の県道は、市内でも特に危険な路側帯(路端寄りに設けられた白線の帯状の道路の部分)であります。そのため、特に保護者の方をお願いしたいのは、横断歩道付近で、一台の車が意図的に一時停止や減速があれば、連なっている車の流れが緩やかになり、子ども達が道路を歩く際の事故に巻き込まれるリスクや事故の軽減につながります。また、児童の皆さんも歩く際は、絶対に



白線を越えて、道路中央側に出て歩かないようにしてください。」とおっしゃっていました。実際の道路事情は、車両等の運転者の多くが、進路前方の横断歩道で歩行者が横断しようとしているのを認めながらも、横断歩道の直前で一時停止をすることなく進行、または青信号のうちにと加速していることから、今回取締りに使用されたのが、写真中央に設置された「移動オービス」です。横断歩道における歩行者保護の意識向上と横断歩行者妨害違反による交通事故を防止、そして児童の安全確保のため、通学路等において、横断歩行者妨害違反や速度違反等の取締りを実施してとのこと。保護者並びに地域の方も、通学路付近での運転について、交通安全を遵守した運転を引き続きお願いいたします。

ここで改めて「道路交通法」をチェック！

横断歩道における歩行者の優先については、道路交通法において、「車両等は、横断歩道に近づいたとき、横断する人がいないことが明らかな場合のほかは、その手前で停止できるように速度を落として進まなければならない。また、歩行者が横断しているときや横断しようとしているときは、横断歩道の手前で一時停止をして歩行者に道を譲らなければならない。」と定められています。